

浦幌町観光情報サイト・観光パンフレット制作業務に係る
公募型プロポーザル実施要項

令和4年9月
浦 幌 町

1 趣旨

この要項は、浦幌町観光情報サイト・観光パンフレット制作業務の委託業者を公募型プロポーザル方式により選定するために必要な事項を定めるものとする。

2 対象事業の目的

浦幌町の魅力や観光情報を分かりやすく、かつ、閲覧者が惹きつけられるようなデザインで掲載するとともに、観光情報サイトと観光パンフレットに統一性を持たせることにより、観光イメージの向上及び利便性の向上を図ることを目的とする。

3 業務の概要

(1) 業務名

浦幌町観光情報サイト・観光パンフレット制作業務

(2) 業務場所

浦幌町

(3) 業務内容

別紙「浦幌町観光情報サイト・観光パンフレット制作業務仕様書」のとおり

(4) 履行期間

契約締結の日の翌日から令和5年3月24日まで

4 プロポーザル方式等の採用の具体的な理由

情報発信は視点や手法によって成果が大きく異なるものであり、価格の優劣のみで事業者を選定することができないことから、本事業の目的を明確にした上で、事業者の経験や専門性を生かした実現可能で多種多様な企画提案を比較し、評価・選定することで、より効果的で質の高い情報発信を推進するため。

5 全体スケジュール

令和4年9月20日（火）	実施要項等の閲覧、配布及び浦幌町ホームページによる公開開始 質問書の受付開始
令和4年10月4日（火）	質問書の提出期限
令和4年10月11日（火）	参加表明書兼誓約書等の提出期限
令和4年10月12日（水）	参加資格確認結果通知
令和4年10月14日（金）	企画提案書の提出期限
令和4年10月24日（月）	企画提案書のプレゼンテーション及びヒアリング
令和4年10月下旬	契約手続き

6 提案上限額

4,500,000円（消費税及び地方消費税額を含む。）

※この金額は契約額や予定価格を示すものではない。提案に当たっては、上記金額を超えないものとする。

7 選定方法

本業務は、公募による参加表明書兼誓約書を提出した事業者のうち、「8－（1）参加資格」に定めるすべての要件を満たす事業者に企画提案書等の提出を求め、浦幌町において最適と認められる提案を行った事業者を受託候補者として選出する方法（公募型プロポーザル方式）による。

8 公募条件等

（1）参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる事項を全て満たすものとする。

- ① 法人格を有しているものであること。
- ② 本業務と同種又は類似する業務における専門知識等を有し、相応の実績を有する者であること。
- ③ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4項第1項の規定に該当しない者であること。
- ④ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき、更生手続開始の申立てをしていないこと、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、再生手続開始の申立てをしていないこと、又は破産法（平成16年法律第75号）に基づき、破産手続開始の申立てをしていないこと。
- ⑤ 国税及び地方税を滞納している者でないこと。
- ⑥ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号の規定によるもの）に該当しないこと。又は暴力団の構成員、暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過していない者が経営、運営に関係していないこと。
- ⑦ 他の提案事業者との関係が次のいずれにも該当しないこと。該当する場合は、該当する者のうち1者のみが提案できるものとする。

ア 親会社（会社法第2条第4号の親会社をいう。以下同じ。）と子会社（同条第3号の子会社をいう。以下同じ。）の関係にある場合

イ 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

ウ 一方の会社の役員が、他方の役員を現に兼ねている場合

エ その他アからウに掲げる場合と同視うる資本関係又は人的関係があると認められる場合

（2）参加表明書兼誓約書等の提出

本プロポーザルに参加しようとする者は、次のとおり参加表明書兼誓約書等を提出するものとする。

- ① 提出期限
令和4年10月11日（火）
- ② 提出方法
持参（土曜日、日曜日及び祝日を除く日の午前8時30分から午後5時15分までとする。）又は郵送によるものとする（提出期限必着）。
- ③ 提出場所
「17 お問い合わせ及び企画提案書の提出先」へ提出すること。
- ④ 提出書類
 - ・参加表明書兼誓約書（様式第1号）
 - ・同種類似業務受注実績報告書（様式第2号）
 - ・法人に係わる納税証明書の写し

⑤ 提出部数

1部

⑥ 参加資格結果の通知

令和4年10月12日（水）までに電子メール又はファックスで通知する。

9 提案書作成要領

参加表明書兼誓約書等を提出し、要件を満たすものとして本プロポーザルへの参加を認められた者は、次に定める書類を提出するものとする。

(1) 提出書類

① 企画提案提出書兼誓約書（様式第4号）

② 企画提案書

- ・様式は、A4版で任意とする。
- ・本業務の仕様書に基づき、基本的な考え方、手法、視点等を記載すること。
- ・選定基準に対応した提案は必ず記載すること。

③ 法人等概要書（様式第5号）

- ・直近の「財務諸表」を添付すること。
- ・参考資料として、企業パンフレット等を添付すること。

④ 業務処理責任者・業務実施体制図予定書（様式第6号）

- ・本業務を実施するにあたっての配置予定業務処理責任者と実施体制を記載すること。

⑤ 工程表

- ・様式は、A4版で任意とする。
- ・本業務の工程を明らかにすること。

⑥ 参考見積書（任意様式）

- ・様式は、A4版で任意とするが、合計金額のみでなく、見積内訳について可能な限り記載すること。
- ・令和5年度以降の観光情報サイト運営・保守に係る年間の見積金額を記載すること。
- ・提案者が課税事業者の場合は見積者合計額の内、消費税額及び地方消費税の額も分かるように記載すること。

(2) 提出部数

13部（正本1部、副本12部）

(3) 提出方法

持参（土曜日、日曜日及び祝日を除く日の午前8時30分から午後5時15分までとする。）又は郵送によるものとする（提出期限必着）。

(4) 提出期限

令和4年10月14日（金）午後5時15分

※提出期限までに企画提案書等の提出がない場合は、参加を辞退したものとみなす。

(5) 注意事項

- ① 「(1)提出書類」の番号順にまとめること
- ② 文字のサイズは、11ポイント以上とする。ただし、図表等についてはこの限りでない。
- ③ 様式ごとに両面印刷とし、様式ごとに頁数を頁の下中央に記載すること。
- ④ 専門知識を有しない者でも理解できるよう、分かりやすい表現に努めること。

(6) 質疑応答等

「15 本プロポーザルに関する質問及び回答方法等」のとおりとする。

10 評価及び選定

(1) 選定委員会の設置

浦幌町プロポーザル方式等に関する実施要領（平成24年浦幌町告示第64号）第6条に規定する選定委員会（以下「選定委員会」という。）において、企画提案書、プレゼンテーション及びヒアリングについて、選定基準に基づき評価し、選定委員会委員全員の評価点の合計が最も高い企画提案を行った提案事業者を受託候補者として選定する。

ただし、提出された全ての提案が適格でないと判断した場合（評価点の合計が満点の10分の6を満たさない等）は、受託候補者を特定しない場合がある。

なお、評価点の合計が同じ場合は、抽選により受託候補者を決定する。

また、受託候補者への決定については、契約内容等の交渉権を付与するものであり、一定期間内に合意に至らなかった場合は、不調となる。

(2) 選定基準

別添「浦幌町観光情報サイト・観光パンフレット制作業務選定基準」のとおりとする。

(3) プレゼンテーション及びヒアリングの開催日時・場所等

提案資格に該当する場合、プレゼンテーション及びヒアリングを実施する（スクリーン、プロジェクター、プロジェクター用ケーブル、電源は浦幌町で準備するが、その他必要な機器（パソコン等）については、各提案事業者が準備するものとする。）。

① 実施内容

企画提案説明に20分、質疑応答に20分とする。ただし、選定委員会委員から時間延長の指示があれば、時間延長をすることができる。

② 日時等

令和4年10月24日（月）時間未定

選定の具体的な日程等は、提案の受理後に改めて通知する。

(4) 選定結果の通知等

選定結果は、(1)による受託候補者の選定後、速やかに提案事業者に文書で通知する。

11 企画提案書の公開等

提出された企画提案書の著作権は、提案事業者に帰属する。ただし、浦幌町は、選定結果の公表に必要な場合、その他浦幌町が必要と認める場合は、企画提案書の全部又は一部を無償で使用できるものとする。また、企画提案書は、理由の如何を問わず返却しないものとする。

なお、企画提案書は、浦幌町情報公開条例（平成13年浦幌町条例第19号）に基づき、公開することがある。ただし、提案事業者の正当な利益を害するおそれがある部分等については、非公開とする。

12 提案に係る費用の負担に関する事項

企画提案書の作成、提出その他の提案に係る一切の費用は、すべて提案事業者の負担とする。

13 契約の締結

(1) 契約者の決定

受託候補者との契約交渉が成立した場合は、当該事業者を契約者として決定し、契約締結を行うものとする。その場合、当該事業者は、令和4年10月末日までに契約が締結できるよう速やかに手続きを進めること。なお、その際に当該事業者が提案した内容は、仕様書に規定されたものとみなす。

受託候補者との契約が成立しなかった場合は、プロポーザルの提案順位が次順位の者が受託候補者となり、契約交渉を行い、成立した場合には、当該事業者を契約者として決定し、契約締結を行うものとする。

(2) 契約金額

契約金額は、提案された参考見積書の金額の範囲内とする。

14 提案に当たっての留意事項

(1) 失格又は無効

次のいずれかに該当する場合は、失格又は無効とする。

- ① 提出期限を過ぎて企画提案書が提出された場合
- ② 提出書類に虚偽の内容が記載された場合
- ③ 選定の公平性に影響を与える行為があった場合
- ④ 本実施要項に違反すると認められる場合
- ⑤ その他、浦幌町が指示した事項に違反した場合

(2) 複数提案の禁止

同一事業者が複数の提案を提出することはできません。

(3) 企画提案書の再提出

提出された企画提案書は、誤字、脱字等軽微なものを除き、変更、差し替え若しくは再提出は認められない。

(4) 提出書類の複製

提出書類は、選定を行う作業に必要な範囲において複製する。

(5) 参加辞退

参加表明書兼誓約書の提出後に参加を辞退する場合は、辞退届（様式第7号）を提出するものとする。

(6) その他

提案事業者は、企画提案書の提出をもって実施要項等の内容に同意したものとみなす。

15 本プロポーザルに関する質問及び回答方法等

(1) 質問の内容

実施要項、仕様書、参加表明書兼誓約書及び企画提案書等の作成に係る質問に限るものとし、選定及び評価に関する質問は一切受け付けない。

(2) 提出期限

令和4年10月4日（火）

(3) 提出方法

持参（土曜日、日曜日及び祝日を除く日の午前8時30分から午後5時15分までとする。）、郵送、電子メール又はファックスによるものとする（提出期限必着）。なお、電子メール又はファックスの場合は、電話連絡のうえ、送信するものとする。

(4) 提出場所

「17 お問い合わせ及び企画提案書の提出先」へ提出。

(5) 提出書類

質問書（様式第3号）

(6) 回答方法

質問者に直接又は電子メール若しくはファックスのいずれの方法により回答する。質問及びその回答は、質問者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると浦幌町が認めるもの除き、浦幌町ホームページで公開する。

16 提案者向け説明会

本プロポーザルに関する提案者向け説明会は実施しない。

17 お問い合わせ及び企画提案書の提出先

浦幌町役場産業課商工観光係 担当：渡部・藤川

〒089-5692 十勝郡浦幌町字桜町15番地6

TEL 015-576-2181 / FAX 015-576-2519 / E-mail sangyou@urahoro.jp